

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 支給対象確認用フローチャート

給付金の支給対象となるかの目安に、ご家庭の状況や収入の状況等を当てはめて、このフローチャートでご確認ください。

フローチャート 用語案内

○事実婚状態
戸籍上婚姻(法律婚)はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいいます。(戸籍法上、婚姻届が出せない事情がある場合も含む。)

○公的年金等の受給
遺族基礎年金、障害基礎年金、障害厚生年金、老齢基礎年金を受給していることをいいます。(申請(裁定申請)すれば年金を受けられる場合も含む。)

○扶養義務者
受給資格者の直系3親等内の血族(曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、ひ孫)及び兄弟姉妹をいい、受給資格者と同じ居住空間に生活している場合は、住民票上世帯を分けていても扶養義務者となります。ただし、お互いの居住空間が自由に行き来ができない状態にあり、光熱水費のメーター等も別である場合は、扶養義務者とならない場合があります。

○収入・所得
収入は、勤め先からの給与や収入や店舗等を営むことによつて得た事業収入をいいます。
所得は、「収入」から必要経費を控除した額をいいます。

○収入基準額・所得基準額
年間収入額が下表の基準額を下回ることが条件になります。ただし、収入額が上回っている場合でも、年間所得額が基準額を下回れば支給対象となります。左表の「③」に該当する方は、収入額及び所得額は見込額となります。詳しくは、簡易な収入額の申立書等でご確認ください。

扶養親族等の人数	父・母	
	収入基準額	所得基準額
0	3,114,000円	1,920,000円
1	3,650,000円	2,300,000円
2	4,125,000円	2,680,000円
3	4,600,000円	3,060,000円

扶養親族等の人数	配偶者・扶養義務者・父母以外の養育者	
	収入基準額	所得基準額
0	3,725,000円	2,360,000円
1	4,200,000円	2,740,000円
2	4,675,000円	3,120,000円
3	5,150,000円	3,500,000円

※扶養義務者が複数いる場合は、複数人の合計額ではなく、1人ずつ表に当てはめて収入額(所得額)が基準額未満であるかを確認します。

※扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいいます。
※扶養親族等の人数が1人増えるごとに、収入基準額は475,000円、所得基準額は380,000円が加算されます。

※年間所得額の算定に係る控除は、一律控除(8万円)のほか、医療費控除などがあります。詳しくは、簡易な所得額の申立書等でご確認ください。

スタート
I 児童扶養手当法における、ひとり親家庭等である
※事実婚状態にある方は、「いいえ」へ

いいえ
⇒

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給対象にはなりません

はい
II 令和5年3月分の児童扶養手当が支給された
※支給日:令和5年5月11日(木)

はい
⇒

給付金の支給対象となります【申請は必要ありません】
① ※個別に通知のうえ、5月29日(月曜日)に支給済みです。
給付額:1世帯当たり児童1人につき5万円

いいえ
III 次の①と②の要件に両方とも該当する

はい
⇒

公的年金給付等受給者
支給要件に該当すれば給付金の支給対象となります【申請が必要です】
令和6年2月29日(木曜日)までに、申請書(様式第3号及び第4号のほか、第5号、第6号の書類が必要なもの)のほか、戸籍謄本、給与明細書・公的年金証書等の所得を証明する書類、本人確認資料(写)、受取口座が確認できる書類(写)をご提出ください。
給付額:児童1人につき5万円

①公的年金等を受給しているため、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている。
(既に児童扶養手当の認定を受けている方だけでなく、申請をしていれば、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方(ひとり親家庭等医療費支給制度のみ受給中等の方)も含まれます。)

②本人及び扶養義務者の令和3年中の収入額(非課税年金等を含む。)が、児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入基準額未満※1となっている。

※1 扶養親族等の人数が1人の場合の収入基準額は、年収365万円(所得では230万円)となります(右表を参照)。ただし、年間収入額が基準額を上回っている場合でも、年間所得額が基準額を下回れば支給対象となります。詳しくは、簡易な収入額の申立書等でご確認ください。

いいえ
⇓

IV 次の①と②の要件に両方とも該当する

はい
⇒

家計急変者
支給要件に該当すれば給付金の支給対象となります【申請が必要です】
令和6年2月29日(木曜日)までに、申請書(様式第3号及び第7号のほか、第8号、第9号の書類が必要なもの)のほか、戸籍謄本、給与明細書・公的年金証書等の所得を証明する書類、本人確認資料(写)、受取口座が確認できる書類(写)をご提出ください。
※令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の家計急変者に該当し、申請の上受給された方でも申請及び書類提出を省略することはできませんのでご注意ください。
給付額:児童1人につき5万円

①朝霞市に児童扶養手当の支給申請をしていないため児童扶養手当の対象となっていない、又は児童扶養手当の認定はされているが、所得超過等により児童扶養手当の全部が支給停止となっている。

②食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、本人及び扶養義務者の1年間の収入見込額※1が、児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入基準額未満※2となっている。

※1 令和5年1月以降で、ひとり親(養育者等を含む。)であった期間の任意の1か月の収入額について、12か月換算した年間収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入見込基準額未満となれば支給対象となります。

※2 扶養親族等の人数が1人の場合の収入見込基準額は、年収365万円(所得では230万円)となります(右表を参照)。ただし、年間収入見込額が基準額を上回っている場合でも、年間所得見込額が基準額を下回れば支給対象となります。詳しくは、簡易な収入見込額の申立書等でご確認ください。

いいえ
⇒

令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給対象にはなりません

※上記「Ⅲ」又は「Ⅳ」に該当する場合でも、「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を既に受けている場合は、この給付金の支給は受けられませんので、ご注意ください。